

第 45 回筑波大学学園祭「雙峰祭」

学園祭実行計画書

運営要領

一次予算案

学園祭参加企画リスト

筑波大学学園祭実行委員会

第 45 回筑波大学学園祭「雙峰祭」

運営要領

I. 概要

II. 詳細

I.概要	1
A.名称	1
B.目的	1
C.テーマ	1
D.日程	1
E.会場	1
F.主催・後援	1
G.運営組織	2
H.企画	2
II.詳細	3
A.委員長団	3
B.財務局	4
C.総務局	5
D.広報宣伝局	7
E.渉外局	12
F.推進局	13
G.総合計画局	16
H.情報メディアシステム局	17
I.ステージ管理局	18
J.本部企画局	22
K.案内所運営部会	25
L.調査専門部会	26
M.ブランディング専門部会	27
N.その他の業務	28

I. 概要

A.名称

第 45 回筑波大学学園祭「雙峰祭」

B.目的

筑波大学学園祭は、学生のみならず、教職員を含めた大学全体、そして地域の力があって成り立っている。

本年度の学園祭は筑波大学に関わる人々がそれぞれ自らの活動を表現・発信し、普段筑波大学に足を運ばない人にとっても「開かれた」学園祭とし、来場者を含む各々が学園祭に参加することによって、これを感じ取る場とする。

C.テーマ

全学的な投票によって、今年度のテーマは「TSUKUBArium」に決定した。

TSUKUBArium とは「TSUKUBA」と「arium（～に関する場所）」をかけ合わせた造語であり、雙峰祭が筑波大学とその周辺地域を含む「つくば」の魅力を五感を用いて体験・体感できる場であってほしい、という思いが込められている。

D.日程

令和元年 11 月 2 日（土）：準備日・前夜祭

令和元年 11 月 3 日（日・祝）、11 月 4 日（月・休）：本祭

令和元年 11 月 5 日（火）：片付け日

E.会場

第一エリア、第二エリア、第三エリア、大学会館エリア（以下、会館エリア）、体育・芸術エリア（以下、体芸エリア）を中心とする筑波大学構内

F.主催・後援

主催：全学学類・専門学群代表者会議（以下、全代会）

資金協力：筑波大学紫峰会基金（予定）
一般社団法人茗溪会（申請中）
筑波大学基金
後援：つくば市（予定）

G.運営組織

学園祭を安全かつ円滑に実行することを目的とした組織として学園祭実行委員会（以下、学実委）を組織する。加えて、学園祭全体を統括する責任者として委員長を置き、そのもとに以下の局・専門部会を置く。業務内容の詳細は「Ⅱ.詳細」に記載する。

- ☐ 委員長団
- ☐ 財務局
- ☐ 総務局
- ☐ 広報宣伝局
- ☐ 渉外局
- ☐ 推進局
- ☐ 総合計画局
- ☐ 情報メディアシステム局
- ☐ ステージ管理局
- ☐ 本部企画局
- ☐ 案内所運営部会
- ☐ 調査専門部会
- ☐ ブランディング専門部会

また、学実委は必要と認めた際に、筑波大学及び筑波大学大学院の学生及び教職員等の学実委外の人員をサポートメンバーとして登録し、学実委の業務を委託することがある。

H.企画

当日行われる模擬店、イベント等を指す。学実委が中心となって行う委員会開催企画、ステージを使用するステージ企画、委員会開催企画・ステージ企画に該当しない一般企画に分類する。（詳細は「Ⅱ.詳細 C.総務局」）

II. 詳細

A. 委員長団

1. 渉外活動

学内外の各種団体の協力が必要な場合、委員長を代表責任者として渉外活動を行う。

2. 各種規則の制定

各種規則を制定する。

特に、企画団体に対して保健所、消防署、大学等と相談の上、禁止事項を設ける。禁止事項は、企画団体等に配布するマニュアル等に記載し、企画団体への周知を図り、禁止事項に該当する行為を行った企画団体に対しては、企画中止等の措置を取る。

(1) 協賛の規制

学園祭に参加する企画団体に対して、外部団体、企業等による協賛¹について規制を設ける。

① ・ 金銭協賛

金銭による協賛は全面的に禁止する。

② ・ 物品協賛

物品協賛を受ける際は協賛の申請を義務とし、学実委が認可した企画団体にのみ許可する。申請外の物品協賛を受けた企画団体に対しては企画中止等の措置をとる。

(2) 酒類規制

学園祭において、企画団体、来場者に対し酒類の持込み、使用を原則禁止する。ただし、企画団体からの申請があり、かつ、企画団体が法令を遵守し安全に配慮していると学実委が判断した場合、酒類の扱いを許可する場合がある。

なお、学実委は法令を順守し安全に配慮した上で、委員会開催企画である「樽酒振る舞い」において、酒類を扱う。（詳細は「II.詳細 J.本部企画局」）

¹ 企画団体が外部団体からの援助を受けるかわりにその外部団体の宣伝活動を行うこと。

3.学実委内業務の監査及び補佐

学実委全体の業務の円滑化のため、学実委内の業務を監査及び補佐する。

4.学園祭実行計画書及び学園祭総括報告書の作成

学園祭実行計画書及び学園祭総括報告書を作成する。

5.当日運営の統括

当日の運営を統括し、雨天時・強風時・緊急時等の対応にあたる。必要に応じて学生生活課等の関連組織と協議し、判断を下す。

6.使用場所の申請

宣伝媒体の設置、物品管理、ミーティング等で大学構内を使用する場合は、各エリア支援室等に適宜申請する。

B.財務局

1.予算案作成

学園祭の目的を達成するため、安全かつ円滑な企画実施ができる環境の整備や、学園祭の質の向上を念頭に置いた予算案作成を行う。

2.金銭管理

学園祭の準備及び運営を行うための金銭全般を管理する。監査として、定期的に委員長補佐による内部監査と学内行事委員会による外部監査を行う。

3.運営資金の調達

(3) 学園祭学生分担金

筑波大学規則「学園祭に関する申合せ」第3項の定めるところにより、学実委が新生と編入生から、入学年度に在学予定年数分の学園祭学生分担金を一括集金する。なお、納入金額は学生1人1年につき600円とされている。

(4) 筑波大学紫峰会基金 課外教育行事援助金

筑波大学紫峰会基金に課外教育行事援助金を申請する。

(5) 茗溪会援助金

一般社団法人茗溪会に2019年度茗溪会学生生活動支援援助金を申請する。

4. 企画団体物品支給制度（以下、企団給）の実施

企画運営を支援するとともに、企画の質の向上を図り、学園祭全体を盛り上げることを目的に、企画団体に無償で物品を支給する。なお、全企画を対象とする支給と、当日の金銭授受を行わない企画のみを対象とする支給の2種類を行う。

5. 保険の管理

損害賠償によって学実委または企画団体が金銭的に責任を負う際、その負担を軽減するために企画団体構成員・実行委員・サポートメンバーは以下の該当する保険に加入してもらう。なお、「5.保険の管理」における「来場者」に、企画団体構成員・実行委員・サポートメンバーは含まれない。

(1) 施設所有者・管理者賠償責任保険

学内において来場者やその所持品に対し、学実委または企画団体が事故を生じさせた場合の賠償のための保険。

(2) 生産物賠償責任保険

企画団体が調理した飲食物を原因とする病気やけが等が発生し、来場者に被害が生じた場合の賠償のための保険。

(3) 動産保険

企画団体が学実委から借りた機材等を破損させた場合の賠償のための保険。

(4) 普通傷害保険

ステージ出演者、当日運営に参加する実行委員及びサポートメンバーが、出演中や作業中にけがを負った場合の賠償のための保険。

6. 決算報告書の作成

会計資料をもとに決算報告書を作成する。

C. 総務局

1. 一般企画団体（学術参加枠・芸術祭参加枠を含む）の募集及び登録受付

学園祭に一般企画として参加する企画団体を募集し、登録の受付を行う。

(1) 募集要項の作成

一般企画用募集要項を作成し、雙峰祭オンラインシステムへの掲載及び学内での配布を行う。

(2) 登録方法

各企画団体の企画責任者が雙峰祭オンラインシステムにて必要事項を入力する。

(3) 企画責任者本人確認

全ての一般企画の企画責任者に対し、本学の構成員であるかを確認するために学生証の提示を求め、本人確認を行う。ただし、企画責任者が教職員の場合、メールにて本人確認を行う。

2. 学術参加枠の注意事項及び説明

本学において平素より行われている研究に関連した企画のうち、各自で運営する企画である一般企画学術参加枠として学園祭に参加する企画団体を、募集要項に従って募集し、登録の受付を行い、優遇措置をとる。なお、今年度より新たにステージ企画学術参加枠を設置する。

3. 一般企画芸術祭参加枠の注意事項及び説明

一般企画芸術祭参加枠として、芸術祭実行委員会が定めた、芸術祭の意義及び諸規則を満たす企画団体を、募集要項に従い募集する。学実委はこの企画団体の登録の受付を行い、優遇措置をとる。

4. 企画団体の情報管理

企画団体の各種情報（個人情報を含む）を、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）²⁾」に従って管理及び保護する。なお、学実委の情報管理方針を募集要項の「プライバシーポリシー」にて掲載し、企画団体から各種情報（個人情報含む）の使用目的について了承を得る。

5. 企画団体への各種連絡・指示

(1) 企画募集説明会（以下、企募説）

今年度、企画として学園祭に参加する意思のある団体を対象に、企画募集説明会を1回行う。

²⁾ 個人情報保護委員会 HP : <http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

(2) 企画団体責任者連絡集会（以下、企団連）

学園祭に関する連絡事項を伝えるため、企画団体のうちステージ企画団体を除く企画団体の企画責任者を集めて企団連を 7 回開催する。

企団連で配付する資料は、雙峰祭オンラインシステムにも掲載する。

(3) 各種マニュアル

企画団体が企画を実施する上で必要な事項を記載したマニュアルを作成し配付する。マニュアルは雙峰祭オンラインシステムにも掲載する。

(4) 企画登録証

ステージ企画団体を除いた企画団体に対して、第 6 回企団連にて企画番号、企画名及び企画内容等を記載した企画登録証を配付する。なお、委員会開催企画団体に対しては別途配付する。この企画登録証は学実委が企画の実施を許可したことを証明するものであり、企画団体は企画実施時には企画実施場所の目立つところに掲示する義務がある。

6. 会場清掃

片付け日の会場清掃を実行委員のみで行う。

D. 広報宣伝局

1. 広報宣伝活動

学園祭に関する情報の周知と来場者数の増加をねらいとし、以下の方法で広報宣伝活動を行う。

(1) オフィシャルポスターの掲示

つくば市を中心とした茨城県内及び関東圏の学校・市町村役場・公共施設・近隣商店・公共交通機関等にオフィシャルポスターの掲示を依頼する。

(2) 情報誌への広告掲載

『紫峰の風』『筑波大学新聞』等の大学関係者向け広報誌・近隣市町村の新聞・情報誌等に広告の掲載を依頼する。

(3) 横断幕の設置

大学周辺の歩道橋に、学園祭の開催日時等を記載した横断幕を設置する。

設置場所：44093-3 橋、中央 3 号橋、吾妻北橋、春日北橋

設置期間：10 月 5 日（土）～11 月 6 日（水）

(4) 公共交通機関への広告掲示

株式会社エキスプレス広告社に依頼し、つくばエクスプレスの駅構内にオフィシャルポスターを掲示する。

(5) 広報物の配布

つくば駅周辺にて、学園祭について周知するための広報物を配布する。

実施日：10 月 19 日（土）・20 日（日）・22 日（火）

(6) 学内での広報宣伝活動

① カード立て

大学自立型プラスチックケースに広報物を入れて設置し、企画団体の募集や委員会開催企画の宣伝を行う。

② 大学説明会における配布活動

大学説明会にて学園祭について周知するためのチラシ等の広報物を配布する。

実施日：8 月 3 日（土）・4 日（日）・10 日（土）

③ 宣伝看板

テーマ案・マスコットキャラクター（詳細は「Ⅱ.詳細 M.ブランディング専門部会」）案・企画団体の募集・委員会開催企画等の情報を記載した看板を設置する。

④ 雙峰祭通信

学園祭及び学実委についての情報を記載した壁新聞を、学生掲示板に掲示する。

⑤ 宣伝ポスター

オフィシャルポスターや委員会開催企画についてのポスターを学生掲示板等に掲示する。

⑥ カウントダウン看板

本祭 1 日目までの日数を表示した看板を設置する。

⑦ 雙峰祭旗設置

「雙峰祭」という文字がデザインされた旗を会場内及び大学構内のバス停付近に設置する。

⑧ 地図付き案内板

企画や大学構内の施設を地図上に示した案内板を設置する。

⑨ 雙峰祭装飾大看板

学園祭を彩るために大看板を制作し、設置する。

⑩ マスコットキャラクターパネル

学園祭公式マスコットキャラクターの自立式パネルを設置する。

⑪ マスコットキャラクター顔出し看板

学園祭公式マスコットキャラクターを用いた顔出し看板を製作し、設置する。

(7) SNS を用いた広報宣伝活動

雙峰祭公式 Twitter アカウント・雙峰祭公式 Facebook アカウント・雙峰祭公式 Instagram アカウント等を運用し、学園祭及び学実委についての情報を広報宣伝する。

2. 学園祭公式テーマの募集・決定

(1) 目的

全学を対象として学園祭公式テーマの募集及び投票を行うことにより、本学構成員に学園祭を周知するとともに、参加意識の向上を促し、学園祭をより全学的なものとするため。

(2) 募集方法

学内宣伝看板、カード立て、雙峰祭公式 Twitter・Facebook 等を用いて告知する。応募は、学園祭実行委員会室（1C204）に設置された応募箱、または Web 上のテーマ公募特設フォームに作品を提出してもらうことで受け付ける。

(3) 募集期間

2月13日（水）～2月20日（水）

(4) 投票方法

学内宣伝看板、カード立て、雙峰祭公式 Twitter・Facebook 等を用いて告知する。投票は、Web 上のテーマ投票特設フォームで受け付ける。

(5) 投票期間

4月19日（金）～4月25日（木）

(6) 著作権

全ての応募者はテーマ募集に際して、募集要項に明記されている、著作権に関する以下の二点について同意したものとする。

☐ 考案者は作品の採用と同時に学実委に対して当該作品における一切の知的財産権を譲渡する

☐ 考案者は知的財産権及び著作者人格権を行使しないものとする

テーマ投票にて学園祭公式テーマが決定した後に考案者との面談の場を設け、テーマ使用について再度確認を行う。

3.オフィシャルポスターの制作・管理

学園祭公式テーマに沿ってポスターを制作及び管理し、学園祭の日時及び場所を周知する。

(1) 発注先

株式会社プリントパック

(2) 配布

8月中旬から10月上旬にかけて学内外にオフィシャルポスターを配付し、掲示を依頼する。

4.オフィシャルパンフレットの制作・管理

実施企画の紹介、学内の地図等を掲載したオフィシャルパンフレットを作成及び管理する。

(1) 発注先

朝日印刷株式会社

(2) 配布

当日に各案内所（詳細は「II.詳細 K.案内所運営部会」）にて来場者に無料配布する。また、当日までの渉外活動において構成員援助金協力者及び協賛金協力団体（詳細は「II.詳細 E.渉外局」）に配付する。

5. マップの制作・管理・配布

現在地の把握や案内所の説明の際に使用できるようマップを作成・管理及び配布をする。

制作したマップは当日に各案内所にて来場者に無料配布する。また、地図付き案内板にマップを入れたクリアファイルを貼り、来場者が自由に取り取ることができる状態にする。

6. 当日放送機材の準備・管理

準備日から片付け日までの間、諸連絡を各案内所から行うための機材の管理を行う。なお、機材はサウンドアート有限会社に発注する。

(1) 設置期間

11月2日（土）～11月5日（火）

(2) 設置場所

人間系学系 A 棟屋上、1C 棟屋上、大学会館 C 棟屋上、5C 棟屋上

7. 広報宣伝の管理

企画団体による学実委に承認されていない宣伝活動を禁止する。企画宣伝に関して以下の規則を設け、これに反する行為及び学園祭の宣伝活動として不適切な行為を行った企画団体に対しては、適切な措置をとる。また、違反している広報物に関しては撤去等の措置を取る。

(1) 企画宣伝活動の期間

以下に該当する期間外における企画団体の宣伝活動を禁止する。

① 一次宣伝

実行計画書内の企画リストに記載されている企画団体のうち宣伝内容を承認された企画団体のみが実施できる宣伝活動。企画団体からの申請に基づき、学実委が許可を出してから 11 月 4 日（月）まで実施される。

② 二次宣伝

実行計画書（追加提出分）の企画リストに記載されている企画団体のうち宣伝内容を承認された企画団体のみが実施できる宣伝活動。企画団体からの申請に基づき、学実委が許可を出してから 11 月 4 日（月）まで実施される。

③ 当日宣伝

企画団体が学園祭当日に実施できる宣伝活動。

(2) 使用できる宣伝媒体

全ての宣伝期間において企画団体が使用することができる宣伝媒体は、雙峰祭オンラインシステムで申請され、学実委が承認したもののみとする。ただし Web 上の宣伝については、企団連等で企画団体に注意喚起を行い、学実委への申請は必要としない。

① 宣伝用配布物

全ての宣伝期間において、配布する宣伝用配布物は学実委の許可を受け、そのことを明らかにするための許可証が貼り付けられたものでなければならない。

② 宣伝用掲示物

全ての宣伝期間において、掲示する宣伝用掲示物は学実委の許可を受け、そのことを明らかにするための許可証が貼り付けられたものでなければならない。

8. 企画宣伝支援

以下のものは学実委が企画団体等の広報宣伝支援のために設置する宣伝媒体である。

(1) 企画宣伝用エリア別看板

企画宣伝のためのポスターを掲示することができる看板。

使用期間：10 月中旬～11 月 5 日（火）

(2) 学園祭特設掲示板

学実委からの連絡や企画宣伝のためのポスターを掲示することができる掲示板。

使用期間：10 月中旬～11 月 5 日（火）

E. 渉外局

1. 運営資金の調達

学園祭の運営に必要となる資金の一部を調達する。同時に、企業等の団体や教職員に学園祭開催についての周知を行う。

(1) 構成員援助金

本学の教職員及び学園祭に企画団体構成員として参加する大学院生に対して、学園祭への資金援助を依頼する。教職員には、援助金についての依頼文書を 4 月に学生生活課、各エリア支援室及び学群教務を通して配付し、教職員会議の場で、構成員援助金の寄付をお願いする。大学院生には、企団連及びステージ組合（以下、ステ組。詳

細はⅡ.詳細 I.ステージ管理局)にて援助を募る。協力してもらった教職員にはお礼文書とオフィシャルパンフレットを配付する。

(2) 協賛金

企業等の団体に対して、学園祭への金銭協賛を依頼する。協賛を依頼する団体は学実委内で検討し判断する。協賛してもらった団体の名称を、協賛内容に応じて雙峰祭公式 Web サイト、オフィシャルパンフレット及びステージ看板のいずれかに掲載する。また、協賛の一形態として企団連にて資料を配付する。

(3) 個人協賛

個人からの学園祭への金銭協賛を受け付ける。また、返礼を用意する。

2.物品調達

企業等の団体に対して、学園祭の運営に必要な物品の協賛を依頼する。協賛で受領した、または借用した物品は、委員会開催企画の運営等に用いる。また、協賛してもらった団体の名称を雙峰祭公式 Web サイト及び当日設置する看板等で掲載する。

F. 推進局

1.保健衛生の管理

当日の衛生面の安全を確保するため、保健所の指導の下、以下の業務を行う。

(1) 保菌検査³

当日、企画団体構成員のうち調理に従事する者に対して、事前に保菌検査を実施する。結果が陰性であった者にのみ調理に従事することを認め、当日、企画団体構成員の保菌検査の結果を判断できるような対策をとる。

(2) 検食

調理企画の企画責任者または副企画責任者が、保健所の指示に従って調理された食品を一定期間保管する。食中毒とみられる症状が確認された場合、原因究明のため、保管している食品を保健所に提出する。

(3) 消毒液の配付

当日、手指及び調理器具を消毒するために消毒液を全調理企画に配付する。

(4) 水道の管理

³ 検便によって食中毒を起こしうる細菌等を体内に保有していないことを確認する。検査は専門の業者に依頼する。

①水道ネット

水道の詰まりを防ぐため、会場の水道の排水口にネットを設置する。実行委員及び当日スタッフが随時会場を巡回し、詰まり等を発見次第取り換える。

②水道の制限

当日、会場にある水道の用途と使用場所の制限を行う。企画団体に対しては使用可能な水道の一覧の配付を行う。また、水道に目印を設置し使用可能な水道についての周知を行う。

③仮設水道の設置

調理器具の洗浄用及び手洗い用の水道を確保するため、会場内数か所に仮設水道を設置する。仮設水道は株式会社コスモ企画に発注し、設置を株式会社アクアサービスに依頼する。

④手洗い水道の設置

こまめな手の洗浄を調理者に促すため、ポリタンクを用いた簡易的な水道を設置する。ポリタンクの水は実行委員及びサポートメンバーが定期的に補充する。

(5) 食品の回収

前夜祭及び本祭 1 日目の企画実施時間終了後に、調理企画が企画実施場所に放置した食品を回収し、該当調理企画に通知した上で食品保管庫にて保管する。指定時間までに受け取りに来た調理企画には直接返却し、残った食品や衛生上問題があると判断した食品は、学実委が廃棄処分する。

(6) 調理場

調理企画が調理を行う場所が給湯室のみでは足りないと予想されるため、給湯室に加えて調理場として事前に学実委が大学に申請した場所を当日、調理企画に調理を行う場所として提供する。

2. 各種物品申請

(1) 借用物品の貸出し

以下の物品等を一括して学内外から借用し、企画団体からの申請に基づいて数量を調整し貸し出す。

①機材

学生生活課及び各支援室・事務室等から機材を借用し、借用を希望する団体に貸し出す。また学実委が所有する機材も貸し出す。

②テント

学生生活課及び各支援室・事務室等からテントを借用し、不足分は学外の団体から借用する。借用及び返却には学実委所有のリヤカーとレンタカー業者から借用するトラックを利用する。

③調理器具

学内の各食堂から調理器具を借用し、希望する企画団体に貸し出す。

(2) 宣伝用看板の貸出し

学実委所有の宣伝用看板を希望する企画団体に貸し出す。

3. 各種物品購入

ガスボンベを事前に学実委で一括して購入し、企画団体に販売する。

原則としてつくば市谷田部農業協同組合に発注し、企画団体からの申請数に応じて追加をレンタル業者に発注する。火災防止のため、ガスボンベを使用する企画団体から各日回収して保管する。安全を確保するため数か所に分けて保管し、各保管場所に消火器を設置する。

4. 各種物品調達

(1) レンタル会社を通じての物品調達

各企画団体が学園祭において必要とする物品を、学実委が一括して山王スペース&レンタル株式会社に注文する。

(2) リヤカー

学実委の業務を円滑に行うためにリヤカーを使用する。リヤカーは学実委所有のものに加えて、一部のエリア支援室及び学生宿舎管理事務所から借用したものを使用する。

5. 資金調達

調理環境の向上等のため、学実委が調理企画から一律集金する。

G. 総合計画局

1. 会場配置計画

企画団体の申請内容等を踏まえ、実施場所及び日程を決定し、随時調整を行う。また、学園祭で使用する教室等の解錠及び施錠の管理を行う。

2. 電気計画

企画団体の電力使用を管理するとともに配線計画を行い、仮設分電盤の設置等を外部業者に委託することで、会場内に電力を供給する。また、必要に応じて、株式会社近鉄ビルサービスや有限会社信濃電設と連絡をとる。

3. 机・椅子移動計画

企画団体の申請内容等を踏まえ、机・椅子等備品の移動についての計画を立てる。

4. 美化計画

来場者や企画団体、外部団体等の協力のもと、学園祭期間中に生じたごみの処理を適切に行い、また、トイレ清掃等により会場の美観維持に努める。

大学構内で通常使用されているゴミ箱を一部封鎖し、臨時ゴミ箱を設置する。また、ごみを集積し、回収業者に引き渡す場所として、臨時ごみ集積所を設ける。

5. 総合交通計画

当日の交通を円滑にするために以下の業務を行う。

(1) 交通規制

車両に対して交通規制を実施するが、緊急車両等は規制対象外とする。

(2) 自転車撤去

事前に周知を行った上で、企画団体の協力のもと学園祭の妨げとなる自転車を指定場所に移動する。

(3) 特設駐輪場の設置

会場内の混雑を緩和するため、臨時の駐輪場を設置する。

(4) 駐車場の開放

一部の駐車場を一般開放する。一般開放しない駐車場の一部に関しては、学実委が発行する許可証によって使用を認める。

(5) 看板設置

会場内及び周辺道路に、来場者の誘導等を目的とした看板を設置する。

H. 情報メディアシステム局

1. システムの開発及び情報基盤の維持・管理

(1) 雙峰祭オンラインシステム

学園祭の実施に際して企画団体と必要な連絡や各種申請を円滑に行えるよう、Webシステム「雙峰祭オンラインシステム」の開発及び運用を行う。

(2) 学実委内情報環境の維持・管理

学実委が所有している各種情報系機材及び通信インフラについて、セキュリティ対策や必要な部品の交換等の保守作業等を行う。

(3) ソフトウェアライセンス・ドメイン等の情報系契約の維持・管理

学実委が当日及び当日までに使用する各種ソフトウェアライセンス、サーバー証明書及びドメイン `sohosai.com` 等の契約を適切に管理し、必要に応じて契約の更新を行う。

また、筑波大学サブドメイン `sohosai.tsukuba.ac.jp` 及びIPアドレスの管理を行う。

(4) 当日の通信インフラの構築・管理

学園祭の実施に必要な通信インフラを構築し、その管理を行う。

(5) 委員会開催企画で使用するシステム等の開発・運用

委員会開催企画で使用する各種応募・投票システム等の開発及び運用を行う。

2. 各種 Web サイトの制作・管理

雙峰祭公式 Web サイト等の各種 Web サイトの制作・管理を行う。また、これらのサイトにて学園祭及び学実委に関する情報を発信する。

3. 各種映像の制作

学園祭に関わる各種映像の制作を行う。

4. 委員会開催企画

(1) 学園祭生中継プロジェクト

①概要

ライブ配信サイト（YouTube Live・ニコニコ生放送等）や、学内に設置されているモニタ等を利用し、当日の様子を中継する。

②著作権対応

ステージ企画において、著作権やその他の権利で保護されている音源がそのまま使用される場合は、流れている音源が放送されないように、適切に対処する。また、生中継が許可されていない場合はステージ中継を中断し、代わりに CM 等を放送する。著作権やその他の権利で保護されている曲を演奏するステージ企画については、演奏する曲を企画団体に確認し、JASRAC⁴に申請する。

5. 写真・映像の肖像権についての対応

企画団体に対しては、企団連及びステ組にて撮影及び Web 上への掲載を含む写真・映像の使用に関する説明を行い、使用の許諾を得る。来場者に対しては、腕章等により撮影中であることが認知されるようにする。また、必要に応じて撮影前に説明を行う。

I. ステージ管理局

1. ステージ企画団体の募集及び登録受付

(1) 募集の周知

「第 45 回筑波大学学園祭ステージ企画用募集要項」の雙峰祭オンラインシステムへの掲載及び学内での配布を行う。

(2) 登録方法

各企画団体の企画責任者に雙峰祭オンラインシステムにて必要事項を入力してもらう。

(3) 企画責任者本人確認

全てのステージ企画の企画責任者に対して、本学の構成員であることを確認するために学生証の提示を求め、本人確認を行う。また、企画責任者が教職員の場合、メールにて本人確認を行う。

⁴ 日本の著作権等管理事業法を設立根拠に、音楽著作権の集中管理事業を日本国内において営む一般社団法人

2. 企画団体の情報管理

企画団体の各種情報(個人情報を含む)を、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」に従って管理及び保護する。なお、学実委の行う情報管理に関して明記した「プライバシーポリシー」を募集要項に掲載し、企画団体から使用目的に関して了承を得る。

3. 企画団体への各種連絡・対応

(1) ステージ組合

ステージ企画団体に対して学園祭に関する連絡事項を伝えるために、企画責任者を集めてステージ組合を開催する。

(2) 企画団体への対応

ステージの運営を円滑に行うために、出演する企画団体はタイムテーブルを遵守し、学実委及び Public Address⁵ (以下、PA) の指示に従うこととする。

UNITED ステージにおける PA は有限会社 MUSIC PLANT に、1A ステージにおける PA はサウンドアート有限会社に委託する。公演中の企画団体の行動が、ステージの運営に支障をきたすと学実委及び PA が判断した場合は、企画の中断及び中止等を含めた措置を取る。

4. 前夜祭における各ステージの管理・運営

11月2日(土)の前夜祭において石の広場に UNITED ステージを設営し、管理・運営を行う。

5. 本祭における各ステージの管理・運営

(1) UNITED ステージ

当日の石の広場及び UNITED ステージの管理・運営を行う。

(2) 松美芝生

松美池とその西側の芝生を、企画発表の場として利用できるように整備する。

(3) 大学会館

当日の大学会館屋内の施設の管理・運営を行う。

⁵ 一般的には電氣的な音響拡声装置であるが、学園祭ではそれに携わる人のこと(ステージの音響や照明等指揮・操作するエンジニア)を指す。UNITED ステージと 1A ステージの音響・照明等は PA に依頼する。

(4) 1A ステージ

第一エリア食堂にステージを設営し、当日の運営・管理及び出入口の整備を行う。

6. 後夜祭におけるステージの管理・運営

11月4日（月）の後夜祭における UNITED ステージの管理・運営を行う。

7. 雨天時対応

UNITED ステージ及び松美芝生において、企画実施中に雨が降った場合、各ステージ担当長と PA との協議によって企画の中断決定を下す。企画実施前に雨が降っていた場合も同様に企画の中断及び中止決定を下す。前夜祭は 15:25 までに、後夜祭は 17:55 までに中止の判断を下す。企画中断または中止時に雨が上がった場合も、同様にして判断する。

8. 写真・ビデオ撮影

当日の各ステージにおいて、学実委以外の団体や個人によって映像・音声等が記録及び公開される可能性があることを事前に説明し、企画団体の承諾を得るものとする。また、学実委はその記録や公開に一切関与しない。ただし、後夜祭における委員会開催企画においての写真撮影、ビデオ撮影、音声記録は一切禁止とする。

9. 警備

ステージ上の企画の進行を円滑に進め、来場者・出演者の安全を確保するために警備を実施する。危険行為を行った来場者と企画団体への対応は、必要に応じて学生生活課と協議して判断を下す。

10. 花火の打ち上げ

後夜祭の最後に花火を打ち上げる。

(1) 打ち上げ日時

11月4日（月） 20:15～20:30

(2) 交通規制

打ち上げの際、安全のため以下の要領で交通規制を行う。

「煙火消費の手引き⁶」に準じて、今回の煙火消費の規模は、4号割り物2級に該当するため、11月4日（月）15:00～21:00の間、打上現場から短径 110m、長径 130

⁶ p.9 第3章煙火消費の保安距離。

<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shobo/sangyo/info/sangyohoan/enkatebiki/enkatebiki.html>

mの楕円形の範囲内（図、実線赤内）は、煙火消費従事者として事前に許可された者以外の立ち入りを禁止する。



図 立ち入り禁止区域（実線赤内）

(3) 中止判断

雷雨時、強風時及び空気が乾燥している時には、花火師の判断により花火の打ち上げを中止する。

(4) 警察署及び消防署への申請

つくば市消防本部及び警察署に煙火消費申請と道路使用の申請を行う。

(5) 周知

つくば市の各地区長に周辺住民への回覧板を用いた事前周知を依頼する。また、看板・ポスター等の掲示を学内で行うことにより、教職員や学生等の学内施設利用者並びに来場者へ周知を行う。また、立ち入り禁止区域の入り口等に行実委員及びサポートメンバーを配置し、立ち入り規制を行う。

①回覧板

花火打ち上げ現場より半径 3.5km 圏内の区域の住宅に回覧板を回す。回覧板には、打ち上げ日時や場所等の記載をする。9 月中旬に事前周知資料の挟み込みを依頼する。

②交通規制看板

11 月上旬より、周辺道路に花火打ち上げに伴う交通規制に関する看板を設置する。

③打ち上げ場所周辺施設への注意喚起

打ち上げ場所に近く、交通規制を行う道路へ接続する道路を所有する産学リエゾン共同研究センターと生命領域学際研究センターに対して、花火打ち上げに際する周辺道路の交通規制等の注意事項を記載した文書を10月下旬に送付し掲示を依頼する。また、当日の利用者への周知を徹底するため、11月上旬より各センターの駐車場に花火打ち上げ中の交通規制についての看板を設置する。

④打ち上げ場所周辺駐車場利用者への注意喚起

第三エリア北駐車場の出入り口に、10月末よりラミネート加工したポスターを設置する。学園祭期間中は看板を設置して残骸飛来の危険性等を周知する。

⑤ループ道路を利用する公共交通機関への交通規制の説明

花火打ち上げに際して、虹の広場周辺の道路で交通規制を行うため、ジェイアールバス関東株式会社と関東鉄道株式会社に交通規制の旨を記載した文書を9月末に送付し、協力を要請する。

J. 本部企画局

1. 学術部門

(1) 受験応援

本学の学生との相談会、大学入試についての資料配布を行う。

(2) つくば研究紹介

本学内の研究室及び研究センター、本学発のベンチャー企業及びつくば市内にある研究機関を招致してポスター形式の発表や実演をしてもらう。

(3) 水の実験教室

子ども向けに水に関する体験型の実験を行う。

2. 装飾部門

(1) ピアノ階段

階段をピアノの鍵盤に見立て装飾し、踏んだ鍵盤に合わせてその音が鳴る装置を製作する。

(2) らくがきコーナー

来場者が絵や文字を自由に描くことができる装飾物を設置する。

(3) 光のアート

カラフルに光る直径 1.8m の球体を 3 個設置する。各球体、またはその周辺に来場者の動作を感知するセンサを設置し、動作に応じて色調等が変化するインタラクティブなものにする。

(4) ウィンドウディスプレイ

百貨店のウィンドウディスプレイのような形で、装飾物を展示する。

(5) 休憩所装飾

休憩所の外観・天井・机を装飾する。

(6) イルミネーション

電飾を用いて橋を装飾する。

(7) 雙峰祭オブジェ

大きなオブジェを作り、目に留まりやすい場所に設置する。

(8) 雙峰祭装飾大看板企画

学園祭の新たなフォトスポットとなるような大看板の制作を行う。この大看板は今年度のみではなく今後の学園祭でも使用していく。また本企画は広報宣伝局と合同で行う。

3. 来場者参加型部門

(1) ゆるキャラ®企画

茨城県内のいくつかの市町村からゆるキャラ®の着ぐるみを借り受け、会場内の屋内外で練り歩きを行う。教室内では展示、ミニゲームを行う。

(2) 子ども劇

子ども向けの劇を上演する。劇の中には子どもたちが参加しながら楽しめる工夫を取り入れる。

(3) ペったんこラリー

子どもを対象とする企画の企画実施場所にスタンプを設置させてもらう。スタンプを集めた来場者に、その数に応じた景品を贈呈する。

(4) 樽酒振る舞い

一人あたりに配布する杯数に制限を設け、20歳以上の来場者に無料で茨城県の地酒を配布する。来場者が何杯飲んだのかを確認できるような対策をとり、泥酔を防ぐ。また、未成年者や運転者に飲酒をさせないような対策をとる。

(5) El misterio (エルミステリオ)

脱出ゲームを運営する。来場者に教室内で謎を解いてもらい、鍵のかかった出口から脱出してもらう。

(6) ワールドクイズラリー

一般企画として参加する留学生団体、海外文化を扱う団体、および県人会等の企画実施場所に、その国・地域に関するクイズを掲示する。また、学実委が管轄する場所にもクイズを掲示する。クイズの正答数に応じて、景品をプレゼントする。

4. 前夜祭部門

(1) つくバラエティー

出場する参加者を募り、主につくば市や本学に関するクイズや大喜利を行い、優勝者には景品を授与する。

(2) TSUKUBA COLLECTION 2019

本学に所属する全学生（学群生、院生、留学生を問わない）からミスター部門・ミス部門の出場者を募集する。出場者決定後、出場者及び学実委はTwitterによる宣伝活動を行う。また、出場者は前夜祭における個人パフォーマンス、シチュエーションパフォーマンスを行う。学実委はネットでの投票、当日票を集計し、結果を後夜祭にて発表、表彰する。

(3) 前夜祭 LIVE ～夜の魔法～

光に関するものを演出の主軸に据え、複数団体のパフォーマンスの演出を行う。

5. 後夜祭部門

(1) 後夜祭パフォーマンスショー

出演団体によるパフォーマンスを行う場所を提供するとともに、演出面においてサポートを行う。

(2) 雙峰祭グランプリ 2019

原則として、委員会開催企画以外の全企画参加とする。来場者には気に入った企画に投票してもらい、その得票数の多かった企画を後夜祭にて表彰する。さらに、投票をした来場者を対象に本祭 1 日目と本祭 2 日目の昼に抽選会を行う。

(3) つくばお笑いライブ 2019

芸人 2 組を招き、それぞれ 10 分ほど漫才あるいはコントを披露してもらう。その後、トークを交えた観客参加型のミニコーナーを行う。

6. 休憩所の運営

来場者に休んでもらうため、会場内に休憩所を設置し、運営する。

K. 案内所運営部会

1. 当日の運営体制の管理

本部を 1 か所設置し、当日の運営統括を行う。

案内所を 4 か所設置する。

2. 案内所の運営

各案内所はそれぞれのエリアを統括し、来場者及び企画団体への対応を行う。

(1) 来場者対応

来場者の要望に沿って、迷子への対応や落とし物の管理等の対応を適宜行う。

(2) 企画対応

企画団体に対し、物品の貸出しや各種の申請手続き等を行う。

3. 消火器の設置

消防署の指導に基づき消火器を設置する。

4. 当日の巡回

当日に巡回を行い、企画が正常かつ適切に運営されているかを確認する。問題がある場合は、学実委が定めた対応を行う。

5. 雨天時・強風時の対応

雨天時・強風時は、本部長の判断で、屋外企画活動を一部制限、中止させる場合がある。ただし、ステージを使用する企画の中断及び中止については、ステージ管理局局長及びPAが判断する。

6. 緊急時の対応

緊急時は学生生活課と連携して、危機管理規則に基づき以下の対応を行う。

(1) 傷病者・嘔吐者発生時の対応

傷病者及び嘔吐者が発生した場合、応急処置を施す。その際、必要に応じて付近の企画を中断させる。学実委では処置できないと判断した場合、保健管理センター等の医療機関に誘導もしくは搬送し、必要に応じて救急車を要請する。

(2) 火災発生時の対応

付近への延焼前に鎮火が可能であると判断した場合、消火器を使用して消火活動にあたる。

大規模な火災となると判断した場合、消防署に通報した上で来場者及び企画団体を学実委が指定する避難場所へ避難させる。

(3) 地震発生時の対応

地震が発生した場合、避難経路の確保、火気及び電気使用の即時中断の指示等を行う。

揺れが収まった後、被害の確認及び復旧を行う。また、被害が甚大であると判断した場合、来場者及び企画団体を学実委が指定する避難場所へ避難させる。

L. 調査専門部会

1. 来場者を対象としたアンケートの実施

目的の評価の作成及び来年度以降の学園祭運営への活用のため、当日に来場者を対象としたアンケートを実施する。

2. 企画団体を対象としたアンケートの実施

ステ組、企団連、企募説などの企画団体と学実委が接する場で、Google フォームや紙媒体等でのアンケートを実施する。企画団体に対して、企画を行う目的や学実委の対応について答えてもらう内容にする予定である。

3. 観察調査の実施

来場者数を推計するために観察調査を実施する。

4. 福引所の運営

回答したアンケートを持ってきた来場者を対象に、福引所を運営する。福引所では抽選器を用いて抽選を行い、景品を来場者に渡す。

M. ブランディング専門部会

1. 学園祭公式テーマソングの募集・決定

(1) 目的

全学を対象として学園祭公式テーマソングの募集・投票を行うことにより、本学の構成員に学園祭を周知するとともに、来場者に対して聴覚的要素を用いて学園祭を強く印象づけること。

(2) 募集時期

5月27日（月）～7月12日（金）

(3) 募集方法

学内宣伝看板、ポスター、特設 Web サイト、雙峰祭公式 Twitter 等を用いて告知する。応募は、公式 Web サイト内の募集フォームに作品の音源を提出する形で受け付ける。

(4) 投票時期

7月中旬を予定。

(5) 作品の取り扱いに関して

応募者は、作品の応募と同時に募集規約に同意したものとみなし、採用された場合には別途作品の取り扱いについて学実委と契約を交わすこととする。

2. 学園祭公式マスコットキャラクターの募集・決定

(1) 目的

全学を対象として今後 5～10 年程度にわたって利用する学園祭公式マスコットキャラクターの募集及び投票を行うとともに、幅広い世代の来場者に親しまれる学園祭というイメージを確立すること。

(2) 募集時期

5 月 27 日（月）～7 月 12 日（金）

(3) 募集方法

学内宣伝看板、ポスター、雙峰祭公式 Twitter アカウント等を用いて告知する。応募は学園祭実行委員会室(1C204)前に設置された募集箱、またはマスコットキャラクター公募特設フォームのいずれかに作品を提出してもらうことにより受け付ける。

(4) 投票時期

7 月上旬を予定。

(5) 作品の取り扱いに関して

応募者は、作品の応募と同時に募集規約に同意したものとみなし、採用された場合には別途作品の取り扱いについて学実委と契約を交わすこととする。

3. 会場動線の整備支援

(1) のぼりの設置

来場者の利便性を向上させるために、学内のバス停から会場への動線上などにのぼりを設置する。

(2) 横断幕の設置

第一エリアと中央図書館の間にある陸橋に横断幕を設置し、エリア区分の明確化を図るとともに、会場の装飾の一助とする。

4. 学園祭公式グッズの制作・販売

学園祭のロゴやマスコットキャラクターを利用した公式グッズを会場内で販売する。

N. その他の業務

学園祭の運営に際し、随時学実委が必要と判断した業務を行う。